

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社 KOWA CORPORATION (以下「当社」といいます) が、お客様からの依頼により旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面 (以下「最終旅行日程表」といいます) および当社旅行契約の受注型企画旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます) 等によりします。当社約款は当社HP (<http://www.kowacorporation.jp/>) からご覧いただけます。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます) の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金旅行代金をお支払いいただくときと一部と取り扱います。
- 当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しており、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものと取り扱っていただく場合がございます。
(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただきます場合があります)
- 申込金は「旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第7項に定める旅行契約成立時に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

○お申込金 (お一人様)

旅行代金	2万円未満	5万円未満
お申込金	5,000円 以上旅行代金まで	10,000円 以上旅行代金まで
お申込金	10万円未満	10万円以上
お申込金	20,000円 以上旅行代金まで	代金の20% 以上旅行代金まで

(4) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が難しくなる場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を「お預かり金」として申受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合は、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。

4. 団体・グループ契約

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出していただきます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに責任を負わない旨の旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合も変更を保留しこれに同意するが、変更によって生じた旅行代金の増加および変更に必要な費用は、構成者ご負担するものとします。

5. 申込条件

- お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、国籍、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損ねていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出ください。当社が可能な合理的な範囲内でこれに応じます。が、医師の健康診断書を出していた場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお申出者、同伴者の同意と条件をさせていただきます。なお、これにかかわらずご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- お客様ののお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかわらず費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が、お客様に迷惑を及ぼし、または受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途「手配」が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総経理等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布し、誹謗を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

6. 企画書の交付

- 当社は、当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程表、旅行サービスの内容、旅行条件その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面 (以下「企画書」といいます) を交付します。
- 当社は前項の企画書において、旅行代金の内訳として企画に関する取送料金 (以下「企画料金」といいます) の金額を明示することがあります。

7. 契約の成立

- 第3項(1)および(2)の電話による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受領をしたときに成立いたします。
 - 第3項(2)の郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
 - 第3項(4)の場合で、キャンセル待ちの企画旅行の契約成立は、お客様から当申込金の撤回のご連絡がなく、かつ当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときと預成されるものとします。この場合、当社が既にお預かりしているお預かり金、この時点で正式に受理したものとみなします。
 - 当社は、団体・グループ契約の場合で、契約責任者が旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けることなく契約締結の承諾により旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が契約責任者より、申込金の支払いを受けると旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したとき旅行契約が成立するものとします。
 - 指定の旅行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込受領書をもってご提出させていただきます。
- ## 8. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し
- 当社は旅行契約成立後、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容

その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
(2) 当社はお客様に、集合時間・場所、利用送迎機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに お渡しします。ただし、お申出が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法は、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

9. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって12日以内のある日より前にお支払いいただきます。また21日以内のある日より前にお申込みされた場合は、お申込み時点または旅行開始前日当社が指定する期日までに お支払いいただきます。

10. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用送迎機関の運賃・料金 (燃油サーチャージ等は含みません) また、ファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス席、鉄道は普通車を利用します。
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金 (空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記がある場合を除きます)
- 旅行日程に明示した観光料金 (バス等料金・ガイド料金・入場料等)
- 旅行日程に明示した取送料金および企画料金 (特に別添の記載がない限り2人1部屋に2人1泊の宿舎を基準とします)
- 旅行日程に明示した食事料 (機内食は除除) および税・サービス料金
- 添乗員が前記の食事料の添乗員の同行費用
- 上記(1)から(6)以外で、企画書面にその旨記載した料金 上記取送料金は、お客様の都合により一部削減されなくても払い戻しません。

11. 旅行代金に含まれないもの

- 超過手荷物料金 (各運送機関で定められた重量・個数を超える分について)
- クリーニング代、電話代、チップ、その他追加料金等個人的経費およびそれに伴うサービス料金
- 傷害、疾病に関する医療費
- 自宅から発着空港集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了当日等の宿泊費
- 手荷物の運送料金
お一人様スーツケース1個の手荷物運送料金 (お1人様20kg以内が原則) となっておりますが、ご利用の方向によって異なります詳しくは係員にお問い合わせください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託し手続きを代行するものとします。
- 空港施設使用料
- オプションツアー (別添料金の小旅行) の料金
- その他企画書面に「○○料金」と称するもの
- 運送機関の課す付加運賃・料金 (燃油サーチャージ)
- 宿泊機関の課す付加運賃
- 上記(1)から(10)以外で、企画書面にその旨記載した料金

12. 旅行契約内容の変更

- お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容 (以下「契約内容」といいます) を変更するように求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、暴徒、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにより変更をいたします。お客様にあらかじめ通知し、かつ当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後、この場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が明示した経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有価なものとして公示されている適用運賃・料金に代って、運賃想定される程度大幅に超過して改訂されたときは、その改訂金額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内のある日より前にお客様に通知いたします。
- 旅行内容の変更及び旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更額を差し旅行代金を減額します。
- 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず「運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不具合 (オーバーブッキング) が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金に帰すべき事由を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立時に当社の関与し得ない事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交待

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限らず、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様は、当社所定の用紙に記入の上、1人あたり1万円の取送料金をお支払いいただきます。この場合、当社は、業務上の都合により、お客様と交待をお断りする場合があります。
- 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前
①お客様の解除権
ア お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、お客様が、運送・宿泊機関等が定める取消料、運送料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る取消料、運送料その他の費用 (第6項の企画書面において「運送・宿泊機関取消料等」という) の金額、第6項の企画書面において「運送・宿泊機関取消料等」を交付したときは、お客様が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。(お申出の期日よりお取消料の額に差が生じることもありますが、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします)
イ 各種ローンの取扱手続き上およびその渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。
ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なく旅行契約を解除できます。
a 第12項(2)に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項 (旅程保証) 別表Aに掲げられる、その他の重要なものである場合に限ります。
b 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれがあるとき。
d 当社がお客様に対し、第8項(2)に記載の最終旅行日程表を前項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
e 当社の責に帰すべき事由により旅行契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
エ 当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に取受している旅行代金 (あるいは申込金) から所定の取消料を差し引き、払い戻しを行います。取消料が申込金で賚れないときは、その差額をお受けします。

○取消料

区分	取消料
イ、ロからへまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する金額
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日曜日にあつては10日前まで)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ハ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
ニ、旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ホ、旅行開始当日	旅行代金の50%
ヘ、旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(注) 本表の適応に当たって「旅行開始後」とは、別添特別補償規定第一条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

宿泊のみのプランの場合

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日目に当たる日以降4日前まで	予約人員14名以上の場合は無料、予約人員15名以上の場合は旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降前日まで	旅行代金の20%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(注) 本表の適応に当たって「旅行開始後」とは、別添特別補償規定第一条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

②お客様の解除権

- お客様が第9項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項「(1)①ア」に規定する取消料と同額の取消料をお支払いいただきます。
イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。
a お客様が旅行サービスのあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b お客様が健康に必要不可欠の事由によるものの事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c お客様がお客様の健康に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められたとき。
d お客様が、契約内容に合致しない合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e お客様の人数が募集広告等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日は3日目)にある日より前に、お客様に旅行を中止する旨を通知いたします。
f スキー等特定の旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいは当社があらかじめ決めて大きいとき。
g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
h お客様が第9項10号から12号までのいずれかに該当する事が判明した場合は、
ウ 当社は本項「(1)①ア」により旅行契約を解除したときは、既に取受している旅行代金 (あるいは申込金) から運送料金を差し払い戻します。

(2)旅行開始後

- お客様の解除・払い戻し
ア お客様の都合により旅行契約を解除された場合は一時解除された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ お客様の責に帰さない事由により旅行契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合は、お客様は、当該サービスに提供できなかった部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が旅行サービスの提供を受けられなかった部分に相当する旅行代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は、当該金額から、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、取消料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。
②当社の解除・払い戻し
ア 旅行開始後であっても次の項目に該当する場合は、当社はお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することができます。お客様が病氣、あるいは必要な事由その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
b お客様が健康に必要不可欠の事由によるものの添乗員、その他の旅行者によるもの指示に従わないとき。また、これらのお客様は他の旅行者による暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
d お客様が第9項10号から12号までのいずれかに該当する事が判明した場合は、

イ 解除の効果および払い戻し

- 本項「(1)①ア」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けたサービス旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がもつたその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
ウ 本項「(2)①ア」の a、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で帰国したため必要な手配をいたします。
エ 当社は旅行契約を解除したときは、既に取受している旅行代金は、当社とお客様との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅いたします。すなわちお客様は既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済とされたものとします。
- 旅行代金の払い戻しの期間
当社は、第13項 (旅行代金の額の変更) の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたとき、旅行開始前日の前日払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内、旅行代金の減額または旅行開始後において既に払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内、払い戻しいたします。
- 本項(3)の規定は、第19項 (当社の責任) または第21項 (お客様の責任) で規定することにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し適切なサービスを行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合の限りではあります。

- お客様が旅行中、旅行サービスを受けられることができるとおそれがあるときと認められるときは、旅行契約したかた旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの配付を行います。この際、旅行内容を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。また、契約内容の変更を最小限にとどめよう努めます。
- 保護措置
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じます。この場合において、これが当社の責任とすべき事由によるものでないときは、変更期間に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用が当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくことと自由行動期間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

- 1) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が(添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が)、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務およびその他旅行が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 2) 添乗員が同行しない旅行においては、現地在場において当社が手配代行させる者(以下「手配代行者」といいます)により行われ、その者の連絡先を最終行程表に明示いたします。
- 3) 添乗員の業務上原則として、8時から20時までとなります。
- 4) 添乗員は旅程計画を万全をなすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めによる勤務中、一定の休憩時間を確保し取得させることを必要とするので、お客様各位のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

19. 当社の責任

- 1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様に被らした損害を賠償します。(損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知がなされた場合に限ります。)
- 2) 手配代行者として、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地手配代行)をいいます。
- 3) 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- 4) 当社としては、国内旅行保険のご加入を強くお勧めいたします。
- 5) お客様が次に例示するような当社または手配代行者の関与し得ない事由により、損害が発生した場合は、当社が本項(1)の責任を負いません。
 - A 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
 - エ 自由行動中の事故
 - オ 食中毒
 - カ 盗難、詐欺等の犯罪行為
 - キ 運送・宿泊機関等の遅延・不運、スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
 - ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被らした損害事故による障害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救護費用等には一切適用されません。
 - ケ その他、当社の関与し得ない事由
- 6) 手荷物について生じた本項(1)の障害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に起きた重大な過失がある場合を除きます)

20. 特別補償

- 1) 当社は前項(2)の責任が生じたかを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第8条2項に規定する物品については補償いたしません。※疾病による障害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救護費用等には一切適用されません。
- 2) お客様が受注型企画旅行参加中に被らした損害が、お客様の感染、酒酔い、運転、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライダイン、ダイビング、ハンダーライナー搭乗、超軽飛行機(モーターグライダー、マイクログlider、ウルトラライト機等)搭乗、ジェットプロペラ機搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 3) 当社が前項(2)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が預け置き損害補償金の一部または完全に充当します。
- 4) 当社は求めに応じてお客様が旅行の日程から離れて行動するための手配を受けるとありますが、この場合当該別行動の手配は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
- 5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて履行する場合でも、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21. お客様の責任

- 1) お客様の故意、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当該契約の履行を妨害することにより当社に損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申すことができます。
- 2) お客様が当社旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。
- 3) お客様は、旅行開始後において契約書記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者等に申し出なければならないものとします。

22. オプションツアーまたは情報提供

- 1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を取受けて当社が企画、実施するオプションツアーの第20項(特別補償)の適用については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。当該実施のオプションツアーは「パブリック等」で明示します。
- 2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社が同項の規定に基づき損害賠償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーの履行にかかわる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが履行される現地法人および当該企画者の定めにより、当社が、パブリック等として「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等の参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社が第20項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合、次の①②を従って旅行代金(次表右欄に記載する率を乗じて得た額)の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。ただし、当該変更事項について当社に第19項(当社の責任)が発生したことが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金を全部または一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、旅行サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
 - ②旅行日程に支障をもたらす天災・地震、台風、大規模な自然災害、暴動、テロ、ウテ、官公署の命令

お客様へ『ご案内とご注意』

●変更について

●受注型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取り扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日および帰国日の日程変更、減延泊、コース変更(航空会社、ホテル、観光内容等)旅行者の名前の変更(交替になる場合を除く)などを含みます。

●特別な配慮を必要とされるお客様へ

●お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます。ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

●国内旅行保険について

●ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず国内旅行保険に加入されることをおすすめいたします。

《ご旅行をお楽しみいただくために》

●ご旅行中に提供された旅行サービスが、パンフレット記載の内容とは異なることと認識された場合はご旅行中に速やかにお申出ください。ご帰国後のお申出の場合でも、対応し可能な場合もございます。

●お欠陥、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・遅延、運送スケジュールの変更等安全の運行計画にない運送サービスの提供

- 旅行参加者の生命または身体を安全確保のために必要な措置
- ②第19項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が以下の旅行契約に基づき支拂う変更補償金の額は、第19項で定める「お支払い対象旅行」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支拂う変更補償金の額が1,000円未満である時は当社が変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第19項(当社の責任)が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなくてはなりません。この場合、当社が、同項の規定に基づき支拂うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその差額を支払います。
- (4) 当社がお客様が同様の場合、同等価値以上の物品、旅行サービスへの提供をすべて、金銭による変更補償金の支払いにかえていただくことがあります。

○変更補償金

	変更補償金の額-1件につきお支払いの手数	×お支払対象旅行率
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行日程の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級または運賃および低い料金ものへの変更(運送機関の等級および設備の割合を合計し契約書面に記載した等級および設備のそれを上回った場合を除く)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本旅行の旅行開始地である宿泊地が旅行地である客室の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本旅行と本旅行の間にお客様が乗継便または転送便の変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名前の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

- 注1: 確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間には変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2: ③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注3: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- 注4: ④⑦⑧に掲げる変更が1乗継便または1泊中から複数生じた場合であっても、1乗継便等または1泊につき1件として取り扱います。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年9月1日を基準としています。また旅行代金は、2014年9月1日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・運賃規則を基準としています。

25. 個人情報保護に関する事項

- 1) 当社は、個人情報保護法に基づき、当社に提供されたお客様の個人情報(以下「個人情報」といいます)を適切に管理し、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。本方針は、本方針に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。本方針は、本方針に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。
- 2) 当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。本方針は、本方針に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。
- 3) 当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。本方針は、本方針に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。
- 4) 当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。本方針は、本方針に基づき、お客様の権利を保護することを目的として、本方針を定め、これを遵守いたします。

制定日 2005年3月1日
改定日 2012年10月29日

株式会社 KOWA CORPORATION
代表取締役社長

【個人情報お問い合わせ窓口】

株式会社 KOWA CORPORATION

072-441-0508

平日 11:00~14:00 / 15:00~18:00

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的
当社は、旅行、またはご旅行に関する保険等のお申込みの際に提出いただいた申込書(申込フォーム)に記載または入力された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいたご旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険

関連サービスの提供業務のために必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、将来より良い旅行商品の開発をするためのアンケート分析や、当社および当社が提携する企業の商品やサービスのご案内をお客様にお届けするため、あるいは、ご旅行前後のご意見やご感想の提供(お問い合わせ)や特典サービスの提供等に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。いずれの場合でも、個人情報を当社にご提供されるか否かについては、お客様ご自身で選択できるものと、ご提供いただいた個人情報、お申込みいただいたサービスの手配に必要不可欠なものである場合、お客様の同意、当社の商品・サービスをご利用いただくこととありますのでご了承ください。
※当社は、ご旅行のお申込をとり、お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保有いたします。

2. 個人情報の提供

- 1) 当社は、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはありません。
- (1) お客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- (7) 個人情報に関する開示等の手続きについて

3. 個人情報に関する開示等の手続きについて
お問い合わせいただいたお問い合わせは、開示、削除もしくは消去に関するお申し込みは、その利用の停止または第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたします。当社も開示の期間に希望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明いたします。
【個人情報お問い合わせ窓口】株式会社 KOWA CORPORATION
4. その他の事項
●本「個人情報保護方針」は、(株) KOWA CORPORATIONの日本国内における個人情報保護方針の一部にすぎません。当社の国内関係会社および海外現地法人はそれぞれ、本方針を参考に、各自の個人情報保護方針を策定し、お客様は、保護者の方の同意を得た上で、個人情報を提供いただくまでようお願いいたします。
●当社では、お客様の個人情報保護をより適切に管理するため、または、関係法による変更に伴い、「個人情報保護方針」を改定することがあります。
制定日 2005年3月1日
改定日 2012年10月29日

26. 通信契約の旅行条件

- 1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の広帯域の会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けるとする条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け、旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することとなります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いは異なりますので、以下に異なる点のみご案内いたします。
2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻業務を履行すべき日とします。
3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みの既成事実とみなすこととするものとします。郵便、その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を締結する旨の通知を発生させた日と成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
4) 当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域の会員の署名なくして旅行代金と取消料等のお支払いを受けるとする。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第15項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日およびお客様の既成事実とみなすこととするものとします。
5) 当社は、お客様の所属するクレジットカードが提携企業または無効であり、お客様が旅行代金・取消料等の一部または全部を提携企業のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することとなります。

27. その他

- 1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物取戻に伴う諸費用、引動手帳に要した諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- 2) お客様の既成事実となるお荷物等が、お客様がご希望の条件に満たないが、お断りしなかった場合は、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお断りはいりません。免税品は当社が旅行代金・取消料等のお支払いを必ず手荷物として用意したとき、その手続きは、土産店・空港等で確認の上、お客様ご自身で行ってください。ワントーン契約や国内諸法により日本への持ち込み禁止されている品物がございませぬこと、ご購入には十分ご注意ください。
- 3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 4) 子供料金および幼児料金は、コースによって規定が異なります。
- 5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、日程表に記載している出発地を境として「集合」して、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。ただし企画内容にて別途、旅程を管理する義務を負う範囲を定めた場合は、この限りではありません。
- 6) 契約に関する日本法と当社の紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法を準拠するものとします。

《旅行代金の返金に関するご注意》

当社では、お客様の都合による取消の場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料、お客様の負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

《空港諸税・燃油サーチャージについて》

- 1) 旅行代金には、空港諸税および燃油サーチャージが含まれておりません。(パブリック等)で記載表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く)空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算を別途お支払いいたします。それ以上以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- 2) 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の発生は、当該時点における旅行代金に再計算し、再度空港諸税・燃油サーチャージ等を手配換算し、上記記載した日本円換算額との差額を追加徴収金とさせていただきます。また、(パブリック等)で記載表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収および返金はいたしません。
- 3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申す。

《お申込みの氏名(スペル)の変更および訂正について》
お申込みの際および申込書の記入において氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名(スペル)を誤ってお申込みされた場合、航空会社の再発給、関係する機関の氏名訂正などが必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合旅行契約を解除した運送料をいただく場合もございます。

《事故等のお申出について》

●旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご連絡ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

《航空会社のサービスについて》

- 航空会社による座席配分または航空機の座席配列もしくは混雑状況、チェックインの時間等により、グループ、カップル、ハネムーン、ご家族でご参加の場合でも、隣合わせの席やその他ご希望に添えない場合があります。またエコノミークラスの場合、通路側、窓側のご希望は必ずしも受けられません。
- 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第19項(1)および第23項(1)の責任を負いません。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不運、スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更・目的地的滞在期間の短縮および観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社の関与し得ない事由の場合、当社は免責となりその責任は負いかねます。ご当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力いたします。その場合、現地にて追加手配した交通費、宿泊費等はお客様のご負担となります。